

企画競争実施に関する公告

次のとおり企画競争を実施しますので、公告します。

令和7年11月20日
独立行政法人農林漁業信金
理事長 牧元 幸司

1 業務概要

(1) 業務名

独立行政法人農林漁業信用基金の給与計算及び社会保険等業務

(2) 実施目的

現在、給与等計算事務、社会保険事務及び各種公的機関への申請事務等（以下「当該給与等事務」という。）については、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）人事課職員が行っているところ。

今回、当該給与等事務の軽減を図るため、外部への委託を行うもの。

(3) 業務内容

信用基金の当該給与等事務を行う。

詳細は、別添「企画提案説明資料」の「I 企画提案説明書（実施要領）」による。

(4) 契約期間

契約締結日から1年間

2 企画競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則第10条の規定に該当しない者であること。（信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）を参照すること。）

3 手続等

(1) 担当部署

〒105-6228

東京都港区愛宕2丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズMORIタワー 28階

独立行政法人農林漁業信用基金 総務経理部 人事課

電話 03-3434-7816 電子メール：jinji@jaffic.go.jp

FAX 03-3434-7836

(2) 企画提案説明資料の交付場所

上記(1)の場所で交付する。なお、信用基金ホームページの契約関連情報（<http://www.jaffic.go.jp/procurement/index.html>）にて企画競争実施に関する公告及び各種書類を公表している。企画提案説明資料については、「秘密保持に関する確認書」（様式5）を提出した者へ電子メール等で個別配布する。

(3) 企画提案説明資料の交付期間

令和7年11月20日（木）～ 令和7年12月1日（月）12時

土日祝日を除く平日10時から16時まで（12時から13時を除く。）。

(4) 競争参加資格確認申請書等申請書類の提出場所、提出方法及び提出期限

① 提出場所

上記(1)に同じ。

② 申請書類

ア 競争参加資格確認申請書(様式1) 1部

イ 申請者の概要(事業概要等)書類 1部

(注)申請者の概要書類については、参加資格申請者が任意に作成している書類(パンフレット等)でも可。

ウ 第一種定型郵便物の大きさの封筒(競争参加資格審査結果通知の送付先を明記し、返信用切手を貼付のこと。) 1部

エ 委任状(代理人を選出する場合。様式4) 1部

③ 提出方法

ア 持参、郵送又は電子メールにより提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日10時から16時まで(12時から13時を除く。)とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

エ 電子メールにより提出する場合は提出期限必着とする。

オ 提出期限までに提出場所に到達しなかった申請書類は、いかなる理由をもっても無効とする。

④ 提出期限

令和7年12月1日(月)15時

なお、上記期日において、提出者が1者以下である場合には、企画競争手続きを中止する。中止する場合には、提出者に電話等で連絡する。

(5) 質問の方法、受付期間等

① 質問の方法

企画競争に関する質問がある場合は、質問書(様式の指定なし)により、上記(1)の担当部署に電子メールにて照会すること。

② 質問の受付期限等

令和7年12月2日(火)15時

質問に対する回答は原則として信用基金ホームページ「契約関連情報」ページで閲覧に供する。ただし、軽微な質問又は質問者自身の既得情報、個人情報に関する内容に該当する場合は、質問者に対して個別に回答する。

(6) 企画書の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

令和7年12月15日(月)15時

なお、上記期日において、提出者が1者以下である場合には、選考を中止するものとする。中止する場合には、提出者に電話等で連絡する。

② 提出場所

上記(1)に同じ。

③ 提出書類

ア 企画書(様式2) 6部(正本1部及び副本5部)

イ 見積書(任意様式) 1部

ウ 委任状(代理人を選出する場合。様式4) 1部

④ 提出方法

ア 持参又は郵送で提出すること。また、あわせてPDF化した③ア企画書を

上記３（１）の電子メールの宛先へ提出すること。

イ 持参により提出する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日 10 時から 11 6 時まで（12 時から 13 時を除く。）とする。

ウ 郵送により提出する場合は簡易書留とし、提出期限必着とする。

エ 提出期限までに提出場所に到達しなかった企画書は、いかなる理由をもっても無効とする。

（７）選考の方法

別添「企画提案説明資料」の「Ⅰ 企画提案説明書（実施要領）」に基づき提出された企画書等書類について、選定委員が評価を行い、評価点が最上位の提案者を契約先の候補者として特定する。

当該審査終了後、提案者に審査結果を連絡する。

４ その他

（１）企画書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

（２）提出された企画書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。企画書は返却しない。

（３）提出された企画書の差替え及び再提出は、認めない。

（４）提出された企画書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止等の処分を行うことがある。

（５）提出された企画書は非公開とするが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）」に基づく開示請求があった場合は、特定した提案内容については、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

（６）企画競争の結果は、選定審査完了後 14 日以内に、提案者に対して書面で通知するとともに、ホームページで次の事項を公表する。

①業務名、②特定相手先（特定した企画書を提出した者の所属事務所等名称、所属事務所等住所、氏名）、③特定した日、④提案者毎の評価得点

（７）企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、「独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に係る会計規程」及び「独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る会計規程」並びに「独立行政法人農林漁業信用基金契約事務取扱細則」（信用基金ホームページの公表事項の契約に関する定め（http://www.jaffic.go.jp/information_disclosure/outline2/kouhyou2.html）参照）に基づく契約手続の完了までは、信用基金との契約関係を生じるものではない。

（８）その他詳細は、別添「企画提案説明資料」の「Ⅰ 企画提案説明書（実施要領）」による。

５ 独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、信用基金との関係に係る情報を信用基金のホームページで公表することとするので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表

に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解・ご協力願いたい。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、ご了解願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 信用基金において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 信用基金との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 信用基金の役員経験者及び課長相当職以上経験者（信用基金OB）の人数、職名及び信用基金における最終職名
- ② 信用基金との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める信用基金との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当信用基金OBに係る情報（人数、現在の職名及び信用基金における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び信用基金との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上公告する。